

市県民税・所得税の申告日程のご案内

申告書は自分で書いて提出を

還付申告をされる方

対 象	月 日	時 間	場 所
・ 公的年金のみを受給されている方の申告 ・ 医療費控除や年末調整で控除漏れのあった方・中途退職した方などの還付申告 ・ 住宅借入金等特別控除（給与所得者で平成21年中に新築または購入された方が対象）	2月4日(木) 2月5日(金) 2月8日(月) 2月9日(火) 2月10日(水)	午前9時～午後4時	セラトピア土岐 2階小ホール

市県民税・所得税を申告される方

開催日 申告会場	2 月										3 月										受付時間
	16日(火)	17日(水)	18日(木)	19日(金)	22日(月)	23日(火)	24日(水)	25日(木)	26日(金)	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)	15日(月)	
セラミックパークMINO (多治見税務署主催)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
セラトピア土岐	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	午前9時～午後4時
ウエルフェア土岐												○	○	○							
駄知コミュニティセンター (駄知支所2階)							○	○	○												
鶴里公民館										○											
曾木公民館											○										

【各日程とも○印のある会場でのみ申告受け付けを実施します。その間、市役所税務課では申告受け付けを行いませんのでご注意ください】

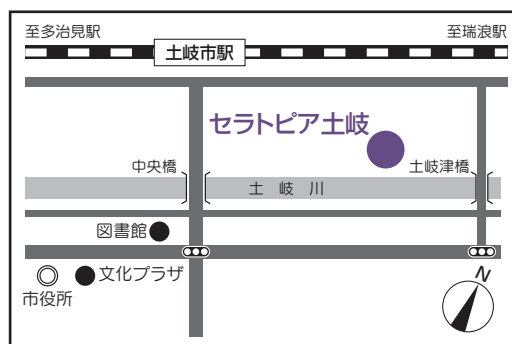
※セラミックパークMINO会場での受付時間は、午前9時から午後5時まで。2月12日(金)・15日(月)も受け付けを行います。

◆公民館など、各出先機関で申告を受け付ける日には、セラトピア土岐での申告受け付けは行いませんのでご注意ください。

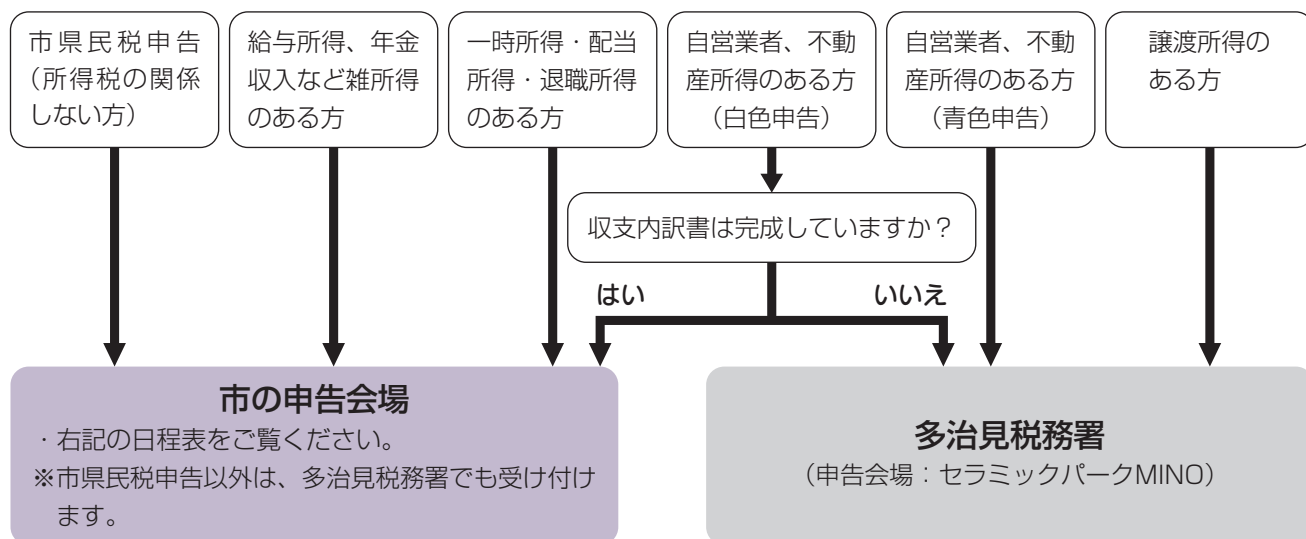
◆混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

*** 今年の申告会場は
『セラトピア土岐』です。**

*** 開場時間は『午前9:00』です。**
(開場時間前のご入館はできませんので)
ご注意ください



●市の申告会場では、受け付けできない種類の申告がありますので、次のフローチャートに従いお出掛けください



申告に必要なもの

- ①市県民税申告書または所得税の確定申告書（お持ちでない方は、申告会場にあります）
- ②印鑑
- ③平成21年中の収入金額が分かるもの＝公的年金や給与のすべての源泉徴収票（原本）、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など【源泉徴収票などコピーが必要な方…申告会場にはコピー機がありませんので事前に所持してください】
- ④通帳（本人名義の口座が分かるもの）＝所得税の還付を受ける場合に限る

各種控除に必要なもの

- ①生命保険料控除・地震保険料控除＝保険料控除証明書（支払証明書）
- ②社会保険料控除＝支払金額が分かるもの（領収書など）。国民年金保険料の場合は、納付したことを証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（領収証書でも可）が必要。詳しくは、多治見年金事務所（☎②0255）へお尋ねください。
- ③障害者控除＝身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など

申告会場へ行く前に再度ご確認ください

無収入の申告をされる方へ

平成21年中、収入がなくてもご自分の所得証明などが必要な方や児童手当などを申請される方は申告が必要となります。こうした場合の申告については、申告期間中（2月16日～3月15日）は会場が大変混雑しますので、それ以降に税務課へお越しください。

自営業の方・譲渡所得のあった方へ

自営業の方または譲渡所得のあった方（土地・建物などを売却された方）については、多治見税務署でのみ納税相談（確定申告）を行います。そのため、市役所では申告の受け付けができません。ただし、申告書が完成して提出のみの方は市役所で提出できます。また、自営業の方は収支内訳書の作成が必要です。



ご注意を！

- ・税務課窓口で作成済み確定申告書を提出できる期間は2月4日（木）から3月15日（月）です。なお、この期間税務課窓口での申告相談は行えませんのでご了承ください。
- ・固定資産税額の確認につきましては、納税通知書または税務課税政係で発行する公課証明でご確認ください。
- ・申告に使う社会保険料控除の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額については、年金天引き以外の方を対象に市役所から1月下旬ごろに送付される確定申告用の「お知らせ」でご確認ください。年金天引きで納付されている方は、公的年金などからの源泉徴収票でご確認ください。

医療費控除を受ける場合

自分や生計を共にする家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるとき、次の算式によって求めた額を、医療費控除として所得から差し引くことができます。

●医療費控除額の計算方法

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{その年中に支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金などで補てんされる金額}} = \boxed{A} \\ \boxed{A} - \boxed{10\text{万円または所得の}5\%\text{のいずれか少ない金額}} = \boxed{\text{医療費控除額(最高 200万円)}} \end{array}$$

注1…保険金などで補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などのほか、医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

注2…医療費控除により軽減される所得税額は、その人に適用される所得税率により異なります。

●医療費控除に必要なもの

- ・平成21年中に支払った領収書（薬局に支払った場合は薬品名の記入があること）
- ・おむつに係る費用については6カ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（おむつ使用証明書）が必要です。なお、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長などが交付するおむつ使用の確認書などを「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- ・健康保険や生命保険で補てんを受けた場合は、明細が分かるもの

申告される際には、事前に病院・薬局ごとに合計した明細書を作成しておいてください。

住宅借入金等特別控除(所得税の住宅ローン控除)を受ける場合

住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や購入、増改築などをしたときには、一定の要件に当てはまれば、入居した年から10年間（入居日が平成21年1月1日～平成22年12月31日の場合）、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

●控除額の計算

住宅ローン等の年末残高×1%＝控除額（最高50万円、100円未満の端数切り捨て）

※市では新築住宅の方のみ受け付けします。（ただし、住宅取得などのための金銭の贈与の特例を受けた方は多治見税務署で受け付けしてください）

※申告期間中は大変混雑しますので、還付申告受付期間中（2月4日・5日・8日・9日・10日）にご来場ください。

住宅借入金等特別控除の説明会はありません。詳しくは、多治見税務署（☎0101）へお尋ねください。



要介護認定を受けている方は、障害者手帳の交付を受けていなくても「障害者控除対象者認定書」の提出または提示があれば市県民税・所得税の障害者控除を受けることができます。

交付申請される方は、市役所福祉課介護保険係へお問い合わせください。

税申告の
障害者控除等
のご案内

市県民税の住宅ローン控除について

平成19年からの税源移譲に伴い、市県民税の住宅ローン控除が創設されたところですが、これとは別に政府の生活対策の一環として、平成21年から平成25年までに入居され、平成21年分以降の所得税において住宅ローン控除を受ける方も、市県民税の住宅ローン控除適用の対象となりました。

＊対象となる方（居住開始年月日によって異なります）

【平成11年から平成18年までに入居された方】

所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある方のうち、税源移譲により所得税が減少したため、住宅ローン控除額が所得税から控除しきれなくなった方。

市県民税の「住宅ローン控除申告書」の提出は原則不要です。

【平成19年から平成20年までに入居された方】

所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、市県民税から控除することはできません。

【平成21年から平成25年までに入居された方】

所得税で住宅ローン控除を受け、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある方。

＊市県民税の「住宅ローン控除申告書」の提出は不要です。

＊特定増改築などに係る住宅借入金等の金額はなかったものとして計算します。

事業所から提出される給与支払報告書や確定申告書に、住宅借入金等特別税額控除可能額や居住年月日などの記載がない場合、市県民税の住宅ローン控除の対象にならない場合がありますのでご注意ください。

●計算方法

市県民税の住宅ローン控除の対象となる金額は、次のうち、いずれか少ない方です。

1 住宅ローン控除可能額のうち、所得税（A）から引ききれなかった額

2 所得税の課税総所得金額等（B）× 5 %（最高97,500円）

＊（A）は住宅ローン控除をする前の所得税額です。

＊（B）は所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額です。

市県民税がもともと非課税になる方や、均等割のみの課税になる方は、市県民税の住宅ローン控除は適用されません。所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合や、住宅ローン控除を適用しなくても所得税が非課税の場合は、対象になりませんのでご注意ください。



税務署からのお願い

お問い合わせ

多治見税務署個人課税部門（☎220101代表）

代表番号は自動音声により案内していますので、「2」を選択してください。

平成21年分の所得税の確定申告書受付期間は、2月12日から3月15日までです（土・日曜日を除く）。税務署では、原則として職員による代筆は行いませんが、職員のアドバイスにより、申告される方ご自身で申告書を作成していただける体制を整えています。また、申告書の提出は郵送（〒507-8706 多治見市音羽町1丁目35番地）または国税電子申告・納税システム（e-Tax）でも可能です。

税理士による無料税務相談所の開設

期 間 2月16日（火）～3月8日（月）〔土・日曜日を除く、午前9時30分～午後4時〕

場 所 セラミックパークMINO

対 象 者 ①平成20年分の所得金額が300万円以下の方

②平成21年分の消費税の基準期間（平成19年分）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方

所得税の確定申告書の作成や税金の相談などは、便利な国税庁ホームページをご利用ください。

国税庁ホームページアドレスは <http://www.nta.go.jp>